

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中または渡航予定の皆様へ

マニング警察長官(パンデミック指揮官)は6月30日付で国際・国内渡航の規制に署名し、7月2日付で有効としましたところ、概要は以下の通りです。

今般の規制は、当局も発表しているとおおり、当局がデルタ株の国内流入を懸念して行われたものです。詳細については PNG 政府特設ウェブサイト(<https://covid19.info.gov.pg/>)または当館ウェブサイト(https://www.png.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00048.html)において確認が可能です。

なお、引き続き、当地での新型コロナウイルスの感染リスクは高いと考えられますところ、邦人の皆様におかれましては感染予防に務めて下さい。

<国際渡航について>

- ・全ての渡航者はPNG入国後、渡航者の自己負担による自発的でない21日間のホテル隔離(mandatory hotel quarantine)が必要。
- ・隔離期間中、入国後1日目、7日目、そして21日目に認可を受けた隔離ホテルでの新型コロナウイルス検査の受検が必要。
- ・全ての渡航者はワクチンを完全な形で接種することが必要。
- ・過去の入国許可は引き続き有効ではあるも、本規制に記載された要件を満たす必要がある。
- ・以上の要件につき、マニング長官の書面での申請により免除を求めることが可能。

<国内渡航について>

- ・ワクチン接種を受けた渡航者は自由に渡航が認められるが、接種を受けていない場合であっても、①帰省そして修学を目的とする学生の渡航、②自宅に帰省するための渡航、③不可欠なビジネス渡航、④医療・緊急移送、⑤緊急移動(死者の搬送以外にも適用)のどれか一つの要件を満たす必要がある。
- ・以上の要件が満たせていない場合であっても、渡航元の各州の行政長官、あるいはマニング長官からの書面許可を以て移動が可能。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所: Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話(+675)321-1800

FAX(+675)321-0153

E-mail: sceoj@pm.mofa.go.jp

ホームページ: <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>